

農福連携についての提言書

令和4年12月

阿見町議会

1.目的と背景

農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組である。

農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

農業と福祉（障害者）の連携という狭い意味で捉えられがちな農福連携だが、農の向こうには農林水産業や6次産業などがあり、福の向こうには障害者だけでなく、高齢者、生活困窮者、触法障害者など社会的に生きづらさがある多様な人々が包摂される。

2019年6月に発信された農福連携等推進ビジョンでは、「農福連携を、農業分野における障害者の活躍促進の取組にとどまらず、ユニバーサルな取組として、農業だけでなく様々な産業に分野を広げるとともに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪・非行をした者の立ち直り支援等にも対象を広げ、捉え直すことも重要である。」と明記された。その後、多くの場面で「農福連携」から「農福連携等」と表現されるようになった背景には、農と福のもつ意味の広がりが生み出す新たな価値への期待が込められている。

2.日本の農業分野の抱える問題

農業における一番の課題は、農業従事者の大幅な減少である。1997年からのおよそ10年で414万人から182万人へと半分以下に減少している。同時に従事者の高齢化は進み、担い手不足はもちろん、農業全体の衰退へとつながっている。

結果、農産物関連の産業を中心としていた地方経済は衰退し、それが更なる農業人口の減少を加速する悪循環へとつながっていく。

3. 障害者の就労の問題

障害のある人たちが、自立し、生活していくためには、就労して収入を得ていくと同時に、社会生活に参加し、交流していく必要がある。近年、障害者人口は増加の傾向にあり、特に精神障害者の増加は時代を反映しているとも言える。その反面、障害者の雇用は、国の諸制度により推進はしてるものの、企業の受け入れ体制の問題や、定着率が低いなど多くの問題をはらんでいる。

そこで注目度が上がってきているのが農業分野と福祉分野の連携である。

4.阿見町の農業の現状

2020年の阿見町の農業の種目別では、野菜の出荷割合が非常に多く占めている。(年間の出荷推計29億9千万円のうち18億1千万円と6割を占めている)

近年の阿見町の農業は、耕作放棄地解消策により、甘薯、じゃがいも、蕎麦等の栽培が増加している。そして、今まで使っていなかったような大型機械が収穫等を支えている。大型機械での作業効率は良いが、細かい選別等の作業には人が行わなければならない。そのような中、収穫時等農業従事者からは、人手が欲しいという要望がある。

阿見町の農業従事者の平均年齢について、44歳以下の農業従事者の割合は、2015年と比較して0.8ポイント増加している。しかし、2020年の阿見町の農業経営者の平均年齢は、全国平均より高いことがわかる。農業従事者の高齢化に伴い、労働力不足が懸念される。

5. 阿見町における障害者の就労問題

(1)障害者数の推移

本町の障害者手帳所持者数は、毎年増加している。

また、総人口に占める割合でも増加傾向となっており、令和元年度末時点の各手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が3.13%、療育手帳所持者数が0.74%、精神障害者保健福祉手帳所持者数が0.75%と増加傾向にある。

(2) 地域自立支援協議会の円滑な運営

令和3年3月に策定された第6期生涯福祉計画の第7章計画の推進体制に、地域自立支援協議会の円滑な運営とあり、以下のことが記されている。

『障害のある人の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、行政、サービス事業所、さらには雇用分野、教育分野などの関係者による支援のためのネットワークを構築していく必要があります。そのため、本町では、ネットワークの中核的役割を果たす機関として阿見町地域自立支援協議会を設置しています。協議会を通じて、関係機関との情報交換をはじめ、障害のある人を取り巻く現状や課題を把握するとともに、サービス提供の連絡・調整や課題の検討を行い、支援の充実を図ります。』

法律(障害者優先調達推進法)は、平成24年6月20日に成立し、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めた。

これに伴い、阿見町から発注される仕事が少しずつ増加傾向にあり、町における雇用分野は少しずつ開かれてきてはいるが、障害者を受け入れている各事業所は感染症の影響もあり、民間企業からの仕事の受注は、減少傾向にあり大変厳しい状況である。

6. 茨城県における取り組み

令和4年10月13日に茨城県の取り組みについて、視察研修をしてきた。県においては、茨城県共同受注センターを平成22年4月に業務を開始した。令和3年3月時点で、236の福祉事業所が会員登録をしている。県における農福連携は、県障害福祉課が障害者就労支援B型事業所等における工賃の向上を図ることを目的として、同センターを設置し、企業や官公庁等の発注者と、福祉事業所とのマッチングを実施している。

共同受発注センターの受注実績は、令和3年度で受注件数が311件、受注金額は176,865千円となっており、前年度と比較すると件数でプラス35件の12.7%増、金額ではプラス約3千650万円の26%増になっている。また県内では、優良農福連携賞に選ばれた事業者もあり、農福連携の発展の可能性のある事がわかった。

7. 提言

- (1) 町内の障害者就労支援B型事業所と町内の農業経営者に、農福連携の説明会を開催することに対する参加意向のアンケートを行うこと。
- (2) 県障害福祉課と茨城県共同発注センターの担当者と連携を取り、説明会の実施計画を立てること。
- (3) 町においては、社会福祉課、農業委員会、農業振興課と密に連絡を取り、農福連携の中期計画を立てること。